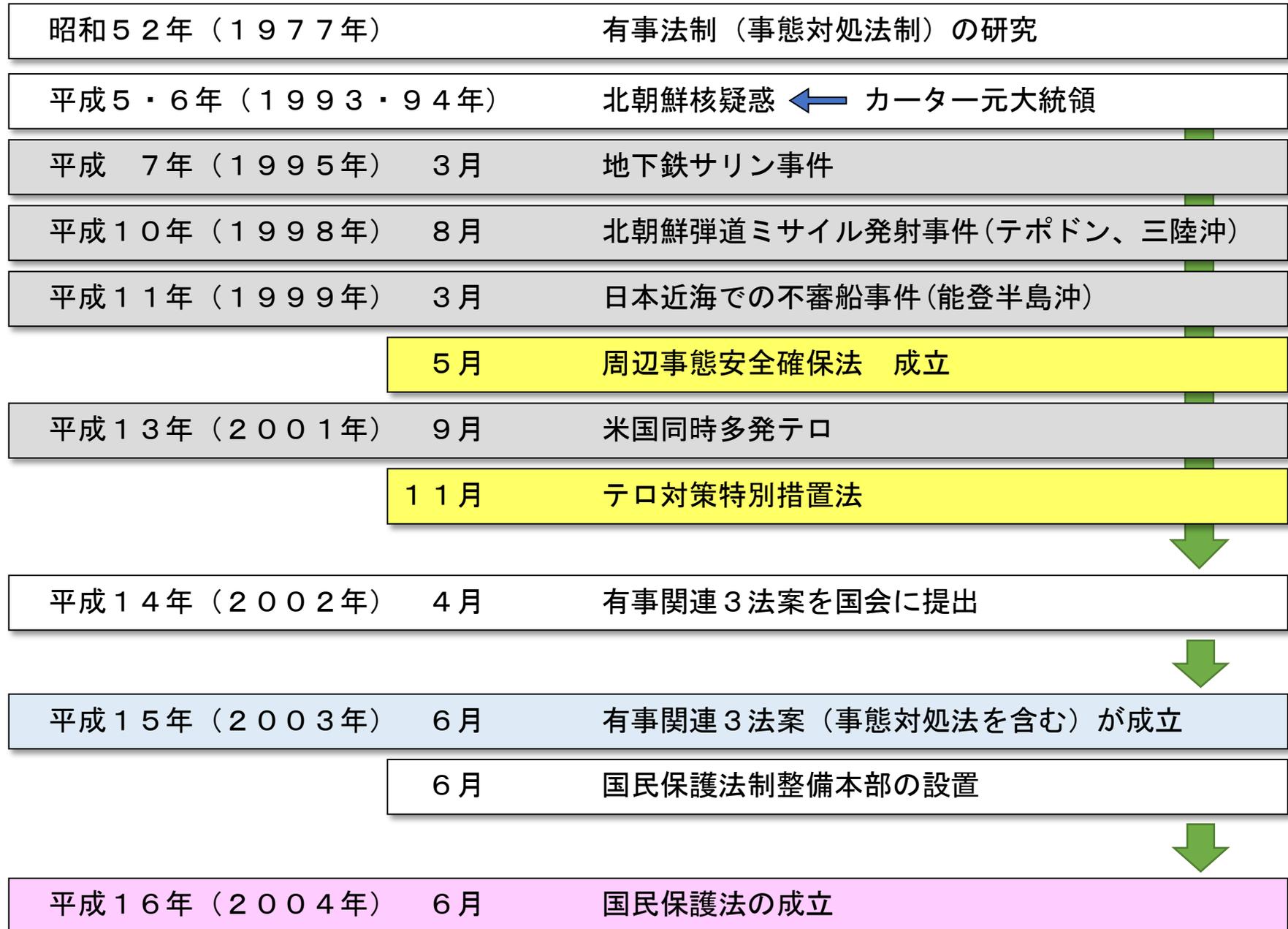


1. 「国民保護」とは何か

国民保護法成立までの経過



武力攻撃事態等への対処の全体像

【武力攻撃事態等への対処に関する基本理念】

(事態対処法3条)

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。
- 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないが、これに制限が加えられる場合であっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

【武力攻撃事態等への対処に関する基本方針（対処基本方針）】

(事態対処法9条)

<手続>

- ① 内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。（案の作成に当たっては、国家安全保障会議に諮る。）
- ② 内閣総理大臣は、閣議の決定の後、国会の承認を求めるとともに、公示する。
- ③ 内閣総理大臣は、国会の承認があったときは、その旨を公示する。

<対処基本方針に定める事項>

- ① 事態の経緯、**武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定**及び当該認定の前提となった事実
事態が武力攻撃事態と認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由
- ② 武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
- ③ 対処措置に関する重要事項
 - ・ 武力攻撃事態等を終結させるために実施する措置
 - ・ **武力攻撃から国民の生命・身体を保護し、武力攻撃が国民生活や国民経済に与える影響を最小にするため実施する措置**

内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、【事態対策本部】を設置

(事態対処法12条)



国民保護法の目的

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

（平成16年法律第112号）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

- ◆ 国民保護法は、**武力攻撃事態等**において、
 - ① 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産の保護を図ること、
 - ② 武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること、を究極的な目的としている。

- ◆ この究極的な目的を達成するため、
 - ① 武力攻撃事態等における国、地方公共団体、指定公共機関等の責務（3条）や役割分担（1章2節）を明確にし、
 - ② 住民の避難に関する措置（2章）、避難住民等の救援に関する措置（3章）、武力攻撃災害への対処に関する措置（4章）について、その具体的な内容を定めることなどにより、国全体として万全の態勢を整備し、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施することができるようにしている。

- ◆ **緊急対処事態**においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置（緊急対処保護措置）を実施することとしている。

※ 緊急対処事態については基本的には武力攻撃事態等に関する規定が準用（以下緊急対処事態への準用については適宜省略）

2. 「国民保護法」がカバーする「事態」
とはどのようなものか

国民保護法の対象：「武力攻撃事態等」と「緊急対処事態」の定義

※ 武力攻撃：我が国に対する外部からの武力の攻撃をいう。（事態対処法2条1号）

武力攻撃事態等

武力攻撃予測事態：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

（事態対処法2条3号）



武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

（事態対処法2条2号）

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

（事態対処法22条1項）

武力攻撃事態の類型（それぞれの特徴と留意点）

① 着上陸侵攻

（特徴）

- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、期間が比較的長期に及ぶことが想定される。
- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が侵攻目標となりやすい。



（留意点）

- 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。

② ゲリラ・特殊部隊による攻撃

（特徴）

- 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することもある。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所など）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。ダーティボムが使用される場合もある。



（留意点）

- 武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。

③ 弾道ミサイル攻撃

（特徴）

- 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- 弾頭の種類（通常弾頭かNBC弾頭か）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。



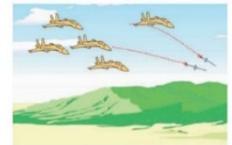
（留意点）

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

④ 航空機による攻撃

（特徴）

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易だが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。



（留意点）

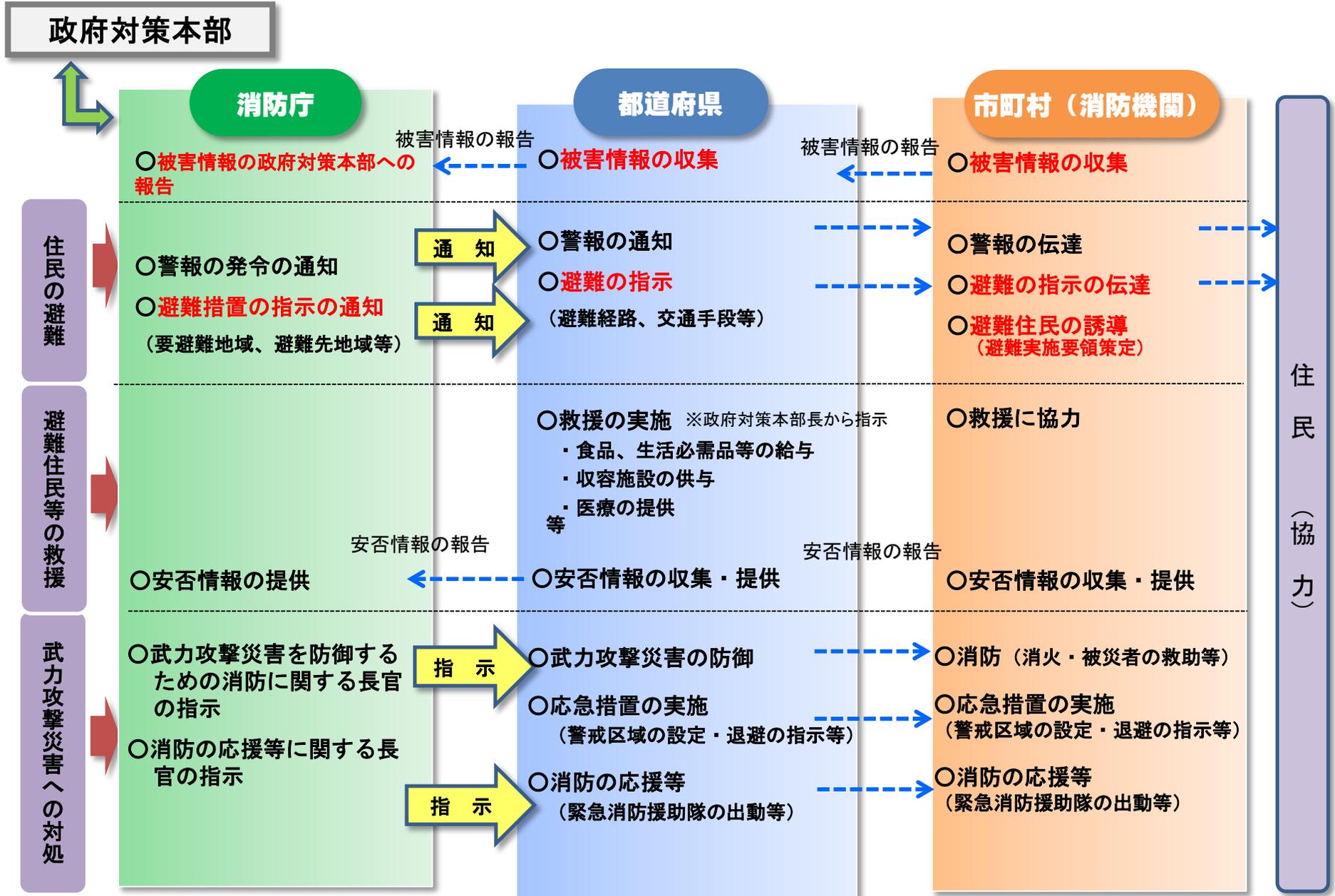
- 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

※ これらの事態は現実には複合して起こることが多いと考えられる。

（国民保護法32条2項2号→基本指針2章1節）

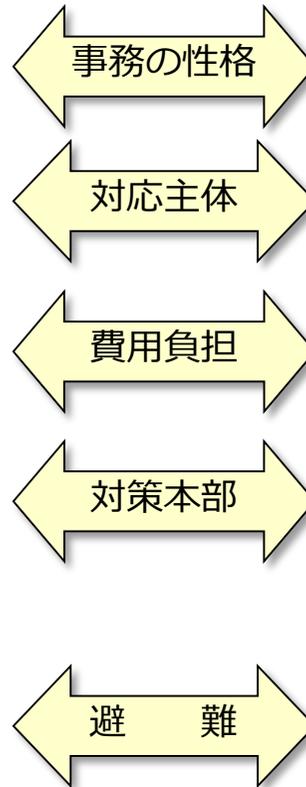
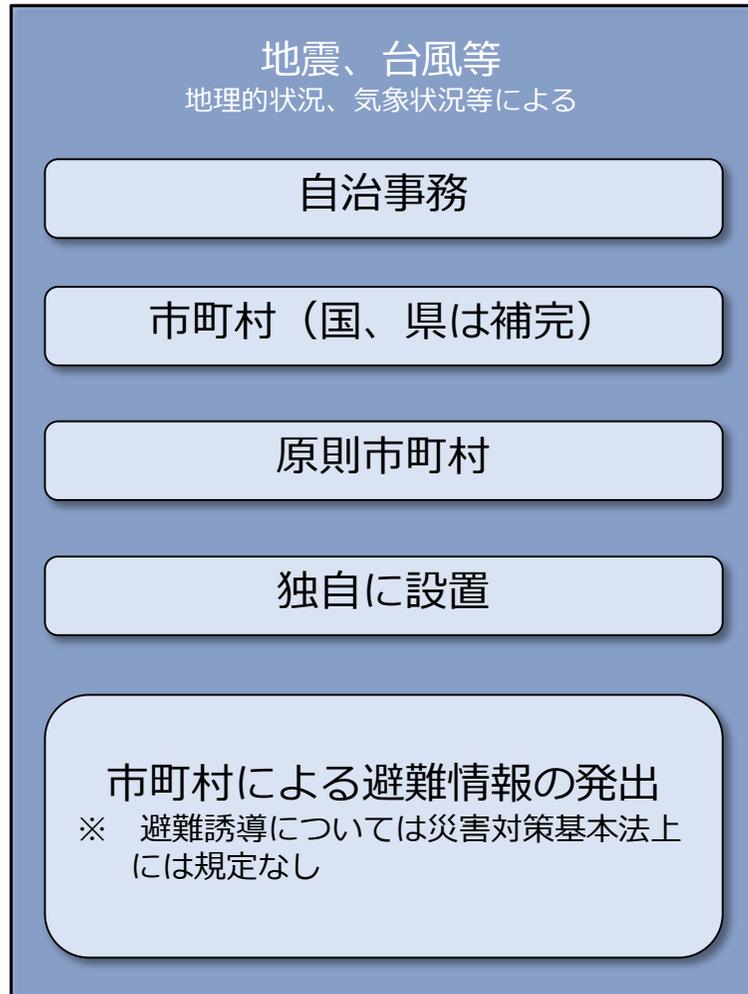
3. 国民保護事案への対応の流れ

国民保護法に基づく消防庁・都道府県・市町村の主な役割

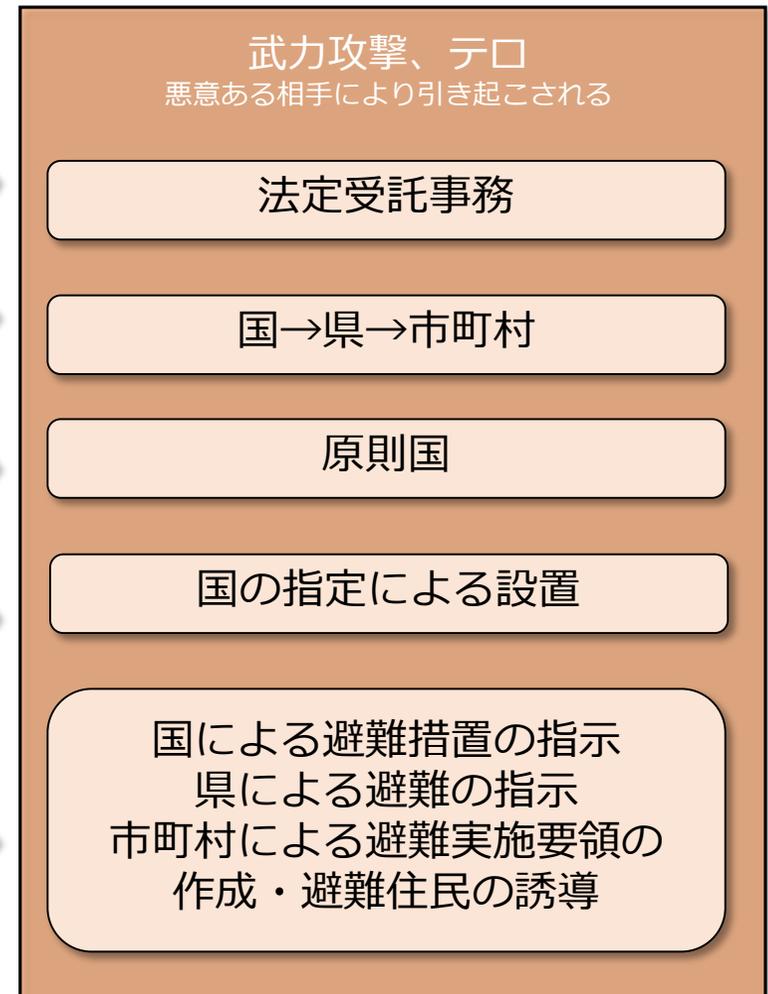


防災と国民保護の差異

【防 災】



【国 民 保 護】



4. 国民保護に関する計画等

国民保護法及びそれに基づく計画の体系

国民保護法 (武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、平成16年9月施行)

【国】
国民の保護に関する基本指針 (閣議決定、平成17年3月)

- ・ 国民保護の実施に関する基本的な方針
- ・ 国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- ・ 想定される武力攻撃事態の類型
- ・ 類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置

【指定行政機関】
国民保護計画
(平成17年度までに作成完了)

【指定公共機関】
国民保護業務計画
(平成18年度までに作成完了)

【指定地方公共機関】
国民保護業務計画
令和4年4月1日現在で99.3%が作成済み

【都道府県】
国民保護計画

(平成17年度までに作成完了)

- ・ 国民保護協議会に諮問
- ・ 内閣総理大臣に協議
- ・ 議会に報告

都道府県国民保護
モデル計画提示
(平成17年3月作成)

【市町村】
国民保護計画

(令和4年4月1日現在で1団体以外作成済み)

- ・ 国民保護協議会に諮問
- ・ 都道府県知事に協議
- ・ 議会に報告

市町村国民保護
モデル計画提示
(平成18年1月作成)

国民の保護に関する基本指針の主な変更

平成20年10月24日
変更

- 現地調整所、現地対策本部、合同対策協議会等の記述の追加
- 安否情報システム運用開始に伴う記述の変更
- 緊急対処事態における対処についての記述の変更 など

平成25年 3月22日
変更

防災基本計画
(原子力災害対策編)
の修正等に伴う変更

- 都道府県の区域を超える避難の場合における輸送手段の確保等の事務の委託の明確化
- 大規模集客施設等における避難等の国民保護措置実施の円滑化の明記
- 警報等の情報伝達の手段としてのエムネット、Jアラートの明記
- 武力攻撃原子力災害発生時の避難措置の指示
- 武力攻撃原子力災害への対処として、オフサイトセンターの設置場所、武力攻撃原子力災害対策合同協議会、モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限等 など

平成26年 5月 9日
変更

防災基本計画
(原子力災害対策編)
の修正等に伴う変更

- 核攻撃等における避難住民等のスクリーニング及び除染等の実施の明確化
- 武力攻撃原子力災害発生時の避難措置の指示
- 武力攻撃原子力災害への対処として、専門家の招集及び現地への派遣、スクリーニング及び除染の実施 など

平成29年12月19日
変更

- Jアラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知にめることの明記
- 地下施設等の指定や避難施設の収容人数の把握に努めることの明記
- 地下への避難訓練等のより実践的な訓練の例示の追加 など

国民保護計画で定める事項

国民保護計画は、国民保護法第34条・第35条により、武力攻撃事態等における国民保護措置を迅速・的確に実施することを目的として、都道府県及び市町村が定めることとされている（都道府県及び市町村は、消防庁が作成したモデル計画を参考として計画を策定している）。

都道府県国民保護モデル計画により定めることとされている事項（抜粋）

1 総論

- (1) 県の責務、計画の位置付け、構成
- (2) 国民保護措置に関する基本指針
- (3) 関係機関の事務又は業務の大綱
- (4) 県国民保護計画が対象とする事態

2 平素からの備えや予防

- (1) 組織・体制の整備等
 - ・関係機関との連携体制の整備
 - ・通信の確保
 - ・情報収集・提供等の体制整備
 - ・研修及び訓練
- (2) 避難及び救援に関する平素からの備え
 - ・輸送力・輸送施設の把握
 - ・避難施設の指定等
- (3) 生活関連施設の把握等
 - ・生活関連施設の把握、安全確保の留意事項の周知
- (4) 物資及び資材の備蓄、整備
 - ・県が管理する施設及び設備の整備及び点検
- (5) 国民保護に関する啓発
 - ・住民がとるべき行動等に関する啓発

3 武力攻撃事態への対処

- (1) 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- (2) 県対策本部の設置
- (3) 関係機関相互の連携
 - ・国の対策本部との連携
 - ・自衛隊の部隊等の派遣要請
 - ・指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請
- (4) 警報及び避難の指示等
 - ・警報の通知及び伝達
 - ・避難の指示（県による避難住民の誘導支援等）
- (5) 救援
 - ・関係機関との連携
 - ・医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
- (6) 安否情報の収集・提供
- (7) 武力攻撃災害への対処
 - ・生活関連施設の安全確保等
 - ・武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処
 - ・応急措置（退避の指示、警戒区域の設定等）
- (8) 被災情報の収集及び報告
- (9) 保健衛生の確保その他の措置
- (10) 国民生活の安定に関する措置
- (11) 交通規制
- (12) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

4 復旧等

- (1) 応急の復旧
 - ・ライフライン施設の応急の復旧
 - ・輸送路の確保に関する応急の復旧等
- (2) 武力攻撃災害の復旧
- (3) 国民保護措置に要した費用の支弁等
 - ・国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金請求
 - ・損失補償、実費弁償及び損害補償

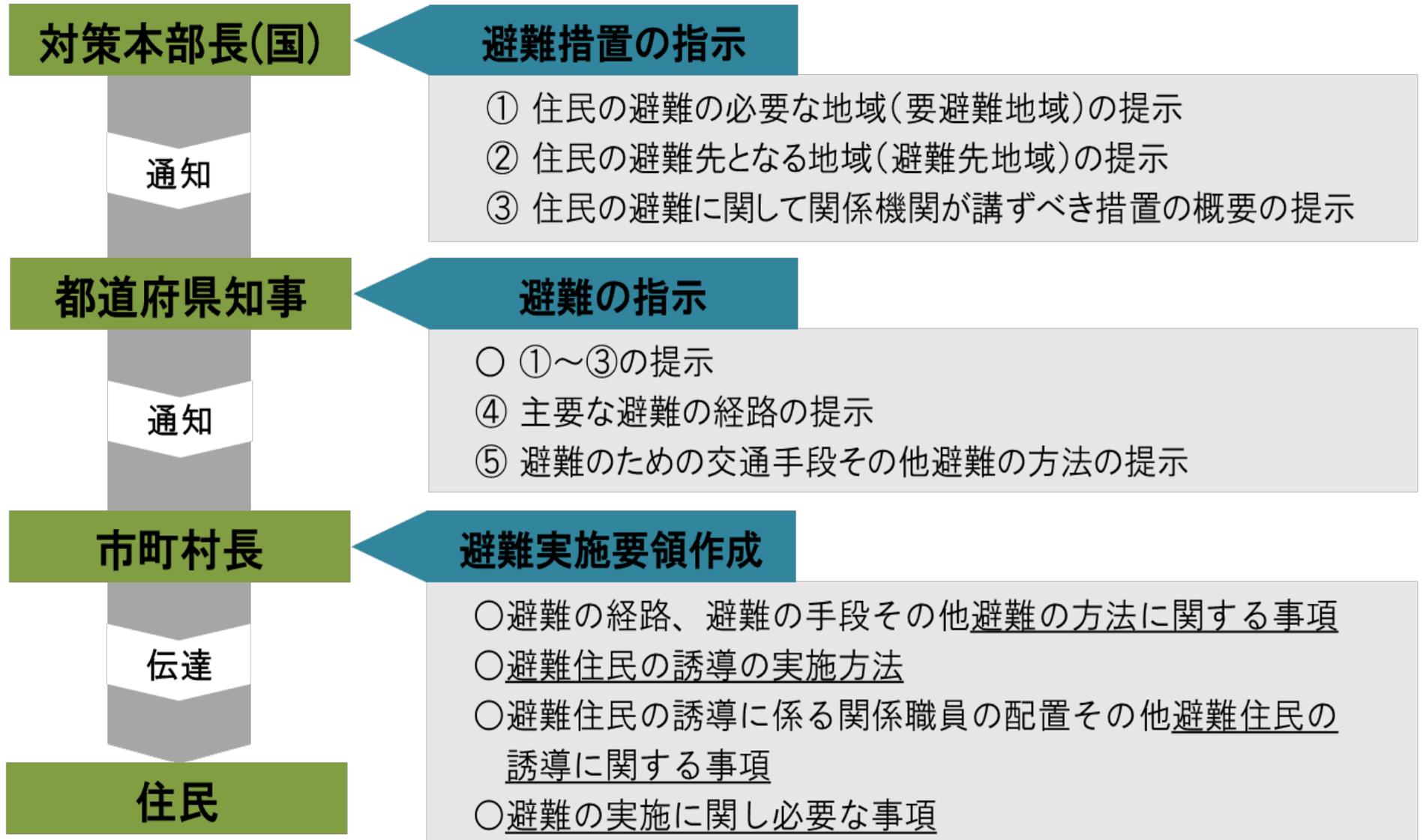
5 緊急処理事態への対処

- (1) 緊急処理事態
- (2) 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

※ 市町村は、都道府県の国民保護計画に基づき、国民保護計画を定めることとされている。

5. 住民の避難に関する仕組み

住民の避難に関する措置の流れ



※ 実際のオペレーションでは、国が正式な避難措置の指示を出す以前に、要避難地域の範囲等について、国・都道府県・市町村間の調整が行われることが想定される。

市町村による「避難実施要領のパターン」の作成

市町村長の避難実施要領作成義務は事案発生後であるが、実際に速やかに住民を避難させるに当たり、事案発生後に一から避難実施要領を短時間で作成することは事実上困難。

そのため、あらかじめ、複数の事案を想定した「避難実施要領」作成に必要な検討をしておく必要がある。



「避難実施要領のパターン」の作成

「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定）（抄）

第4章第1節4 避難住民の誘導（1）平素からの備え

- 市町村は、関係機関（教育機関など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（以下略）
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。その際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておくものとする。

避難実施要領のパターン作成の意義

- ① 実事案時の避難実施要領のベース（ひな形）として活用
- ② 記載内容や作成手順について習熟するための機会
- ③ 関係機関とのネットワーク構築、各部局・機関の役割等に係る認識共有の機会
- ④ 施設等周辺の状況確認（居住人口、避難施設・避難経路等）

避難実施要領の記載事項

避難実施要領に定める事項（法定事項）

- ① 避難の方法に関する事項（避難の経路、避難の手段等）
- ② 避難住民の誘導に関する事項（誘導の実施方法、誘導に係る関係職員の配置等）
- ③ その他避難の実施に必要な事項 （国民保護法61条2項）

○ 法定事項以上の記載事項の詳細について一義的に規定したものはないが、市町村国民保護モデル計画においては、以下の項目が記載されている。

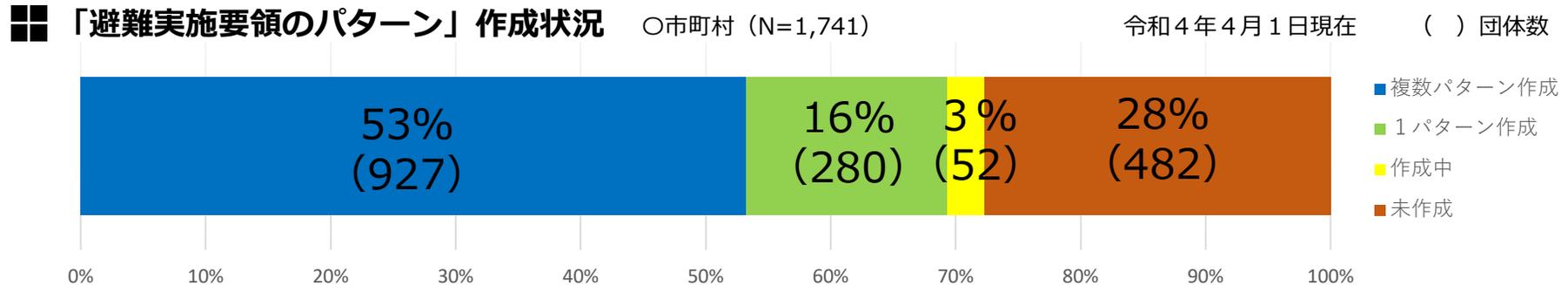
- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市（町村）職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

○ また、「「避難実施要領のパターン」作成の手引き」（平成23年消防庁国民保護室）においては、避難実施要領の様式（例）が示されている。

（屋外避難の場合の項目）

- 1 都道府県からの避難の指示の内容
- 2 事態の状況、関係機関の措置（事態の状況、避難住民の誘導の概要、関係機関の措置等）
- 3 事態等の特性で注意すべき事項
- 4 避難者数
- 5 避難施設（避難施設、一時集合場所）
- 6 避難手段
- 7 避難経路
- 8 避難誘導方法（避難（輸送）方法、職員の配置方法、残留者の確認方法、避難誘導時の食糧の支援・提供方法）
- 9 避難時の留意事項（主に住民）
- 10 誘導に際しての留意事項（職員）
- 11 情報伝達
- 12 緊急時の連絡先

「避難実施要領のパターン」の作成状況



「避難実施要領のパターン」の未作成率、全国で約31%

未作成市町村においては、

早急に「避難実施要領のパターン」を作成する必要

消防庁における「避難実施要領のパターン」の作成支援

- 支援ツールの作成
 - ① 「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）」
(市町村国民保護モデル計画巻末) (平成18年1月)
 - ② 「「避難実施要領のパターン」作成の手引き」 (平成23年10月)
 - ③ 「避難実施要領パターンのつくり方（避難実施要領パターンの作成のポイント）」
(平成30年10月)
 - ④ 「避難実施要領のパターン事例集」 (令和3年6月)
- 市町村職員を対象とした「**避難実施要領のパターン作成に関する研修会**」の開催
(令和元年度～)

「避難実施要領のパターン」の作成状況（都道府県別）

令和4年4月1日現在

		市区町村数	作成市町村数			市区町村数	作成市町村数
1	北海道	179	124	25	滋賀県	19	8
2	青森県	40	16	26	京都府	26	8
3	岩手県	33	14	27	大阪府	43	21
4	宮城県	35	13	28	兵庫県	41	41
5	秋田県	25	17	29	奈良県	39	39
6	山形県	35	31	30	和歌山県	30	9
7	福島県	59	36	31	鳥取県	19	12
8	茨城県	44	44	32	島根県	19	14
9	栃木県	25	25	33	岡山県	27	27
10	群馬県	35	12	34	広島県	23	13
11	埼玉県	63	29	35	山口県	19	19
12	千葉県	54	33	36	徳島県	24	23
13	東京都	62	33	37	香川県	17	17
14	神奈川県	33	21	38	愛媛県	20	20
15	新潟県	30	13	39	高知県	34	26
16	富山県	15	12	40	福岡県	60	44
17	石川県	19	19	41	佐賀県	20	16
18	福井県	17	17	42	長崎県	21	21
19	山梨県	27	14	43	熊本県	45	45
20	長野県	77	52	44	大分県	18	12
21	岐阜県	42	42	45	宮崎県	26	26
22	静岡県	35	16	46	鹿児島県	43	43
23	愛知県	54	33	47	沖縄県	41	8
24	三重県	29	29	合計		1741	1207

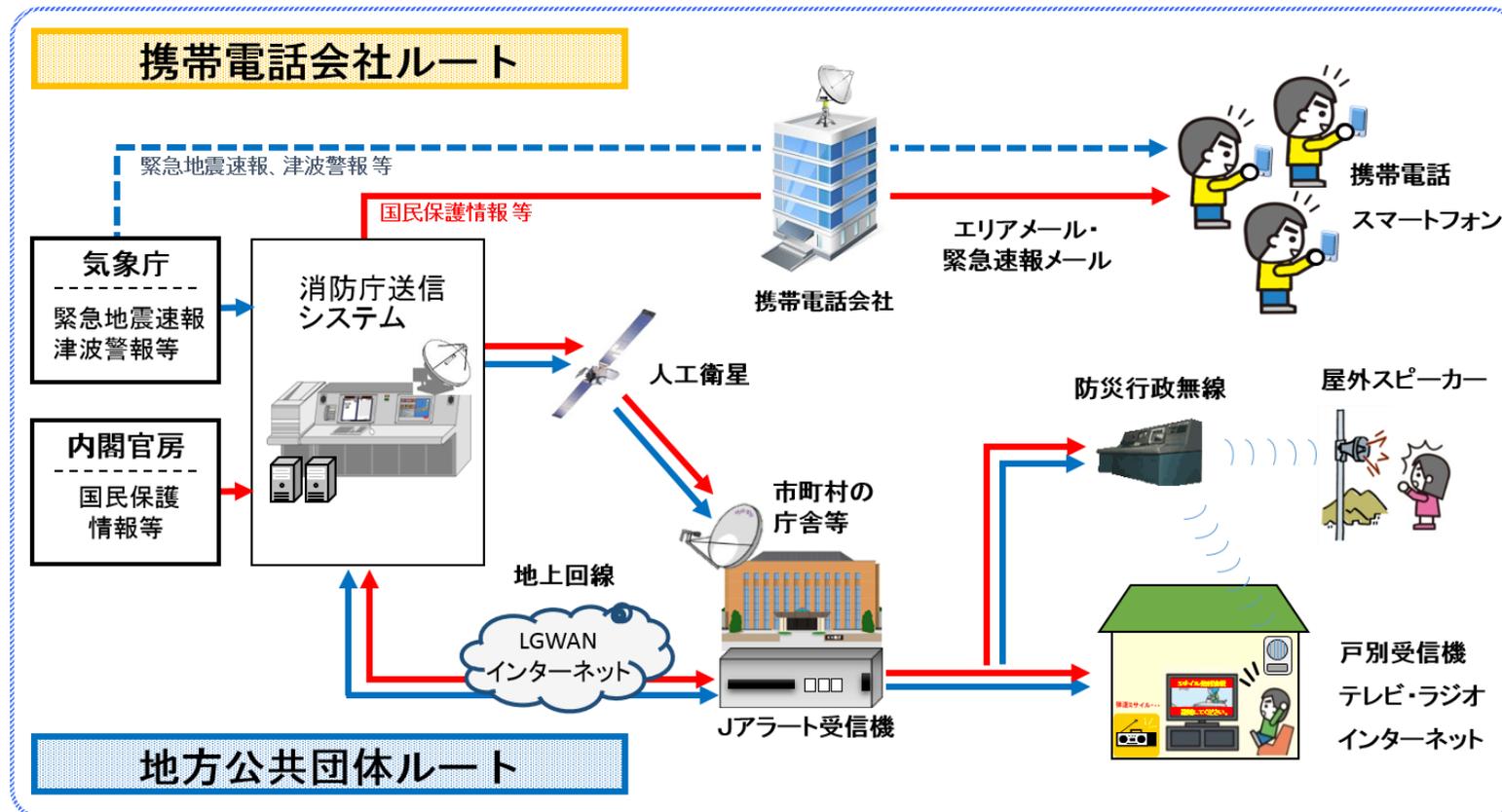
※各都道府県からの報告に基づき作成

※作成率 69%（1,207/1,741）（小数点以下は四捨五入）

6. 警報の伝達の仕組み（Jアラート）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の概要

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム



【国民の保護に関する基本方針（閣議決定）第4章第1節1(2)（抄）】

- 警報の通知・伝達に当たっては、全国に迅速かつ確実に通知・伝達するため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、**全国瞬時警報システム（J-ALERT）**、……都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線を中心に、……情報通信手段をその特性に応じて適切かつ効果的に使用して、国から地方公共団体……へ通知・伝達するものとする。



Jアラートで配信される情報

情報の種別		主な使用実績	
国民保護に関する情報	弾道ミサイル情報 航空攻撃情報 ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 大規模テロ情報 その他の国民保護情報	平成24年12月	北朝鮮ミサイル発射事案 (沖縄県)
		平成28年2月	
		平成29年8月	北朝鮮ミサイル発射事案 (北海道等12道県)
		平成29年9月	
		令和4年10月	北朝鮮ミサイル発射事案 (北海道・青森県等)
令和4年11月	北朝鮮ミサイル発射事案 (宮城県・山形県・新潟県)		
地震に関する情報	緊急地震速報 震度速報 など	平成23年3月	東日本大震災
		平成28年4月	熊本地震
		平成30年9月	北海道胆振東部地震
津波に関する情報	大津波警報 津波警報 津波注意報	平成23年3月	東日本大震災
		平成28年11月	福島県沖地震
火山に関する情報	噴火警報(居住地域) 噴火速報 噴火警報(火口周辺) など	令和3年11月	阿蘇山噴火
		令和4年7月	桜島噴火
気象に関する情報	特別警報・警報・注意報 土砂災害警戒情報 など	令和2年7月	令和2年7月豪雨
		令和4年9月	令和4年台風14号

○ 全国瞬時警報システム業務規程において、Jアラートで配信する25情報のうち、**国民保護情報5情報を含む11情報**(上の表の赤字の情報)については、原則、**市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動させる設定**にすることとされている。

北朝鮮弾道ミサイルに対応したJアラートによる情報伝達の流れ

弾道ミサイル発射

日本に飛来する可能性がある場合

(1) ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

日本に落下する可能性があると判断した場合

(2) 直ちに避難することの呼びかけ

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。」

日本の上空を通過した場合

(2) ミサイル通過情報

「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●時●分頃、●●へ通過したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

日本の領海外の海域に落下した場合

(2) 落下場所等についての情報

「先程のミサイルは、●時●分頃、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

(3) 落下場所等についての情報

「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。」

追加情報

(注1) 状況に応じて送信するため、上記のメッセージを全て送信するとは限りません。

(注2) 上記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

(注3) 自衛隊によるミサイルの迎撃の状況等により情報伝達の流れが変わる可能性があります。

北朝鮮によるミサイル発射事案におけるJアラートによる情報伝達事例

令和4年10月4日

○7時22分頃 ミサイル発射

▶**7時27分 発射情報をJアラートで配信**

(対象地域：北海道、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村)

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。

建物の中、又は地下に避難して下さい。」

▶**7時29分 発射情報をJアラートで配信**

(対象地域：青森県、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村)

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。

建物の中、又は地下に避難して下さい。」

○7時28分頃から29分頃にかけて青森県付近の上空を通過

▶**7時42分 通過情報をJアラートで配信** (対象地域：北海道、青森県)

「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、07時29分頃、太平洋へ通過したものとみられます。

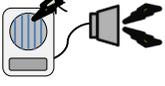
不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

○7時44分頃 本邦の東約3,200kmの太平洋上に落下

※対象地域において、Jアラートにより市町村防災行政無線等が自動起動されたほか、消防庁から直接携帯電話事業者を通じて、対象地域内携帯電話に緊急速報メールを配信。

Jアラートと連携する情報伝達手段

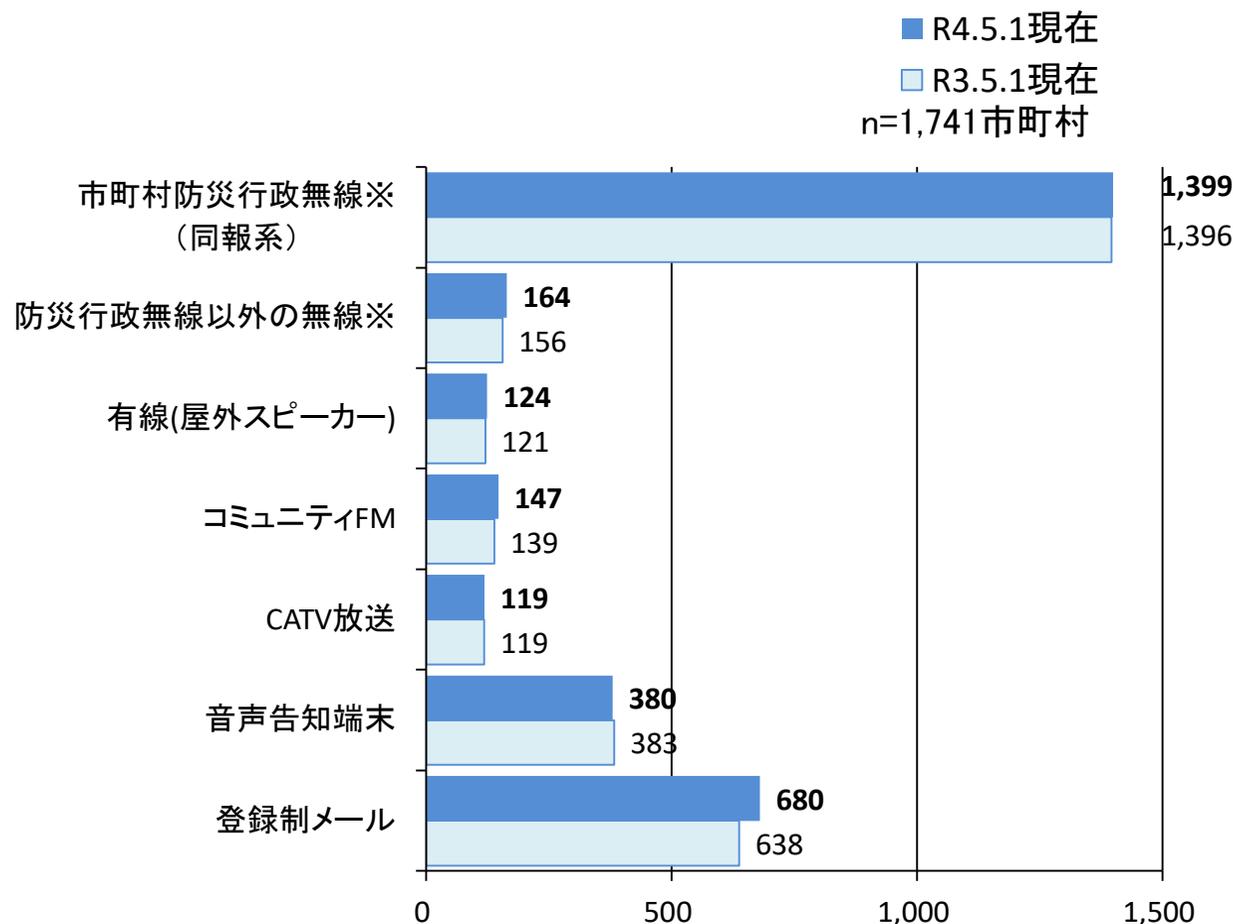
- Jアラートの受信機は、**様々な情報伝達手段との連携が可能**。
- 人手を介さず情報伝達手段を起動させることができる**自動起動装置**の導入により、迅速・確実に緊急情報を住民へ伝達することができる。

情報伝達手段例	端 末	特 徴
市町村防災行政無線（同報系）	屋外スピーカー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網を利用 ● 公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用
MCA無線	戸別受信機 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子局設備、移動無線による双方向通信が可能 ● 汎用品で構成されるため、安価に構築ができ、自由度が高い ● 移動無線センターの設備を利用するため中継設備等の設置費用が不要
音声告知端末（IP告知端末）	IP告知端末 	<ul style="list-style-type: none"> ● IPネットワークであるため、汎用性があり、防災用途以外にも活用可能 ● ラジオ兼用の戸別受信機等もある ● 様々な端末（電話機器やタブレット等）と連携できる
CATV	テレビ 	<ul style="list-style-type: none"> ● ケーブルテレビ網を活用 ● テレビ画面で文字による情報伝達及び音声による情報伝達が可能
コミュニティ放送	防災ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存のFMラジオ局を活用、自動起動ラジオの導入及び屋外スピーカーとの連携により効果的に情報伝達が可能 ● 屋外スピーカーは市町村防災行政無線（同報系）より安価に整備可能 ● 自動起動ラジオを活用
登録制メール	P C、携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の地方公共団体で運用している防災情報メールを活用可能 ● あらかじめ利用登録した職員、住民へメール送信

● Jアラート受信機と連携する情報伝達手段の多重化

○ 各情報伝達手段には一長一短があるため、より多くの住民へ必要な情報が瞬時に伝達できるよう、Jアラートと連携していない情報伝達手段を新たに連携させ、多重化を進める必要がある

○ Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の整備状況



※屋外スピーカー又は戸別受信機において整備済みの団体

7. 避難施設の指定について

国民保護法に基づく避難施設の指定促進

国民保護法に基づく避難施設とは

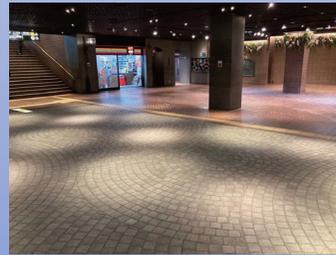
- 武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設。
- 都道府県知事及び指定都市の長は国民保護法で定める基準（規模、構造、設備、立地等）を満たす施設を、あらかじめ避難施設として指定する。
- 特に弾道ミサイル等の爆風等からの直接の被害を軽減するための既存の**コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下駅舎、地下街等の地下施設（緊急一時避難施設）**について、**令和3年度～7年度までの5年間を集中的な取組期間として、指定を促進**している。

堅ろうな建築物



各地域の体育館

地下街



福岡市・天神地下街

地下道



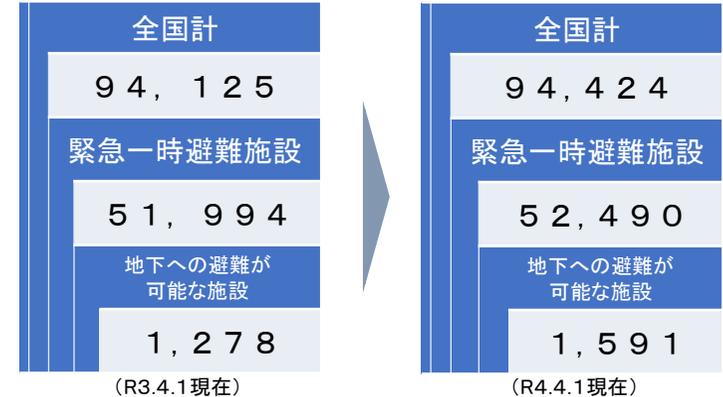
札幌市・地下歩行空間(「チ・カ・ホ」)

地下駅舎



神戸市・神戸市営地下鉄・民間地下駅舎

○避難施設数(単位:か所)



○指定の進捗の例(地下駅舎・地下街) (単位:か所)

地下施設例	R2.4時点	R4.4時点	R4.10時点
地下駅舎	0	304	516
地下街	2	11	14

主な指定事例

○東京都：地下駅舎129か所

○神戸市：地下駅舎30か所・地下街5か所

○札幌市：地下駅舎45か所・地下街3か所

○福岡市：地下駅舎30か所・地下街1か所

避難施設の指定の促進

- 平成29年度以降累次にわたり都道府県（及び指定都市）宛の通知を発出するなど、国民保護法に基づく**避難施設（特に地下の避難施設）の指定の促進**を依頼。

「避難施設データベースの配布及び避難施設の指定の促進等について」 (令和4年3月31日付け消防国第71号消防庁国民保護室長通知) における依頼事項の概要

- 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難として有効な**コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎、地下道等の地下施設の指定**について、**更なる指定**に取り組んでいただきたいこと。
- 市町村と連携し、**災害対策基本法上の指定避難所で国民保護法上の避難施設としても活用できる施設については、指定に向けて一層の取組**を進めていただきたいこと。
- 避難施設の住民への周知に当たっては、避難施設の所在地や構造のほか、収容人員に供する面積も重要な要素であることから、**収容人員に供する面積が未確定な避難施設を有する団体については、その明確化**に向けて取り組んでいただきたいこと。

地下道・地下街・地下駅舎・地下駐車場の指定促進

- **地下道・地下街・地下駅舎・地下駐車場**については、消防庁から指定権者（都道府県・指定都市）への要請に加え、施設の所管府省である**国土交通省から施設管理者に対する要請を併せて実施**。

(消防庁からの要請)

- ・「地下道の避難施設としての指定の推進について」（令和元年5月21日付け事務連絡）
- ・「地下街・地下駅舎等の避難施設としての指定の更なる推進について」
 - － 地下街・公営地下鉄事業者等の地下駅舎の指定推進（令和2年12月21日付け消防国第112号消防庁国民保護室長通知）
- ・「避難施設（地下駅舎）の指定の促進について（追加協力依頼）」
 - － 民間鉄軌道事業者の地下駅舎の指定推進（令和3年12月27日付け消防国第132号消防庁国民保護室長通知）
- ・「避難施設（地下駐車場）の指定の促進について（協力依頼）」 **NEW!!**
 - － 「都市計画駐車場」、「届出駐車場」等の指定推進（令和4年10月3日付け消防国第159号消防庁国民保護室長通知）

① 地下道

札幌市・福岡市 ほか

1. 札幌市（R3.1指定）

- 札幌駅前通地下歩行空間（「チ・カ・ホ」）を避難施設に指定した。
- 長さは約520m、幅は約20m、札幌都心のメインストリートに位置する地下通路兼広場。
- 地下鉄駅や多くのビルと接続されており、出入口が多く、アクセスしやすい好立地を活用している。
- 帰宅困難者対策の「一時滞在施設」としても位置付けられており、北海道胆振東部地震でも実際に活用された。
- 防災機能強化のために非常用発電機の整備も進めている。



北海道胆振東部地震当時の状況

Point

- ▶ 地下鉄駅や多くのビルと接続されており、出入口が多く、周辺から市民がアクセスしやすい立地を指定。

2. 福岡市（R3.7指定）

- 祇園駅～博多駅間の地下通路（面積約1,980m²）を避難施設に指定



福岡市（祇園博多間地下通路）

② 地下街

川崎市・広島市・新潟市・神戸市（ほか）

1. 川崎市（H31.3指定）

- 川崎駅東口地下街（民間施設「川崎アゼリア」）を国民保護法上の避難施設として指定した。
- 複数の出入口を有するほか、JR川崎駅、地下駐車場や商業施設に直結している。
- きっかけとして、帰宅困難者対策の「一時滞在施設」としての協定締結の協議に併せ、国民保護法上の避難施設の指定についても協議を実施した。
- トイレ（障害者用トイレあり）、冷暖房施設、非常用電源等、一時的な避難に活用できる。

Point

- ▶ 人の往来が多い市街地の中心部に所在する地下スペースを指定。
- ▶ 他の協定等の協議と併せて、国民保護法上の避難施設としても協議し、指定。



川崎市

2. 広島市（R3.12指定）

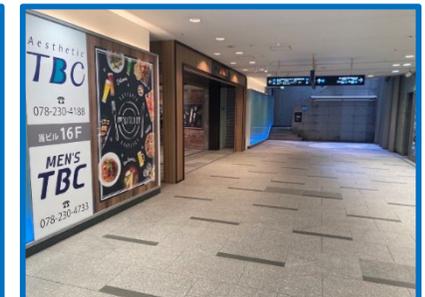
- 市内の地下街（「シャレオ」）を指定

3. 神戸市（R4.2指定）

- 市内の地下鉄に隣接する地下街（「さんちか」）を指定
- 防災分野における日頃からの協力関係が指定に寄与



広島市



神戸市

名古屋市・福岡市・大阪市

③ 地下駅舎

1. 名古屋市（R3.4指定）
 - 名古屋駅を始めとする名古屋市営地下鉄地下駅舎79駅を指定
 - 指定範囲は地下駅舎の改札外のみ
 - 地下鉄の営業時間中のみ受け入れ
2. 福岡市（R3.8指定）
 - 福岡市地下鉄の地下駅舎33駅を指定
 - 指定範囲は地下駅舎の改札外のみ
 - 地下鉄の営業時間中のみ受け入れ
3. 神戸市（R4.2指定）
 - 神戸市域の公営・民営の地下駅舎30駅を指定
 - 指定範囲は事業者の受け入れ可能な範囲に設定
 - 地下鉄の営業時間内のみ受け入れ
4. 大阪市（R4.3指定）
 - 大阪市域のOsaka Metroの地下駅舎99駅を指定
 - 指定範囲は地下駅舎の改札外のみ
 - 地下鉄の営業時間中のみ受け入れ
5. 東京都（R4.5、9指定）
 - 都内の都営地下鉄・東京メトロ等の地下駅舎129駅を指定
 - 指定範囲は地下駅舎の改札外のみ
 - 地下鉄の営業時間中のみ受け入れ



Point

- ▶ 爆風等からの被害を軽減するための一時避難としての使用を想定
- ▶ 各市交通局と調整し、指定可能な範囲を指定
- ▶ 民間事業者を含めて指定する指定権者も



④ 地下駐車場・駐輪場

香川県・新潟市・静岡市ほか

1. 香川県

- 香川県内3市（高松市、丸亀市、坂出市）の計12箇所の地下駐車場を指定。
- 弾道ミサイル攻撃による爆風等からの被害を軽減するための一時避難としての使用を想定している。



高松市

2. 新潟市（R4.12指定）

- ターミナル駅周辺の地下駐輪場を指定
- 使用時間は駐輪場の開設時間に限定



新潟市

Point

- ▶ 地下駅舎や地下街等の地下施設が少ない地方部においては、地下道や地下駐車場等の地下施設の最大限の確保に努めるとともに、併せて同じ緊急一時避難施設である堅ろうな施設の指定を進めている。

8. 国民保護に関する訓練等

国民保護訓練について

国民保護訓練の必要性・重要性

- 国民保護訓練とは、武力攻撃事態や緊急対処事態における国民保護措置及び付随する活動を訓練するもの
- あってはならない、万が一の事態への対応能力向上のためには、訓練を着実に実施し、その教訓を積み重ねていくことが唯一の方策

訓練(国民保護法第42条)

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない

(中略)

3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる

国民保護訓練の区分（共同訓練と単独訓練）

○ 共同訓練

- ・ 国と地方公共団体が共同で訓練を企画・準備・実施するもの
- ・ 国民保護法 第168条第2項の規定に基づき、
訓練に係る費用（地方公共団体が支弁したもの）**は国が負担**
- ・ 訓練には、国重点訓練（内閣官房が重点的に訓練の企画・立案、シナリオの作成等を支援する形態）と都道府県主導訓練（都道府県が主体となって訓練を準備し国が必要に応じて支援する形態）がある
- ・ 平成28年度から弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施
（平成29年度に一時中断、北朝鮮のミサイル発射の活発化を踏まえ、令和4年度から再開）

国及び地方公共団体の費用の負担（国民保護法 第168条第2項）

第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第164条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

○ 単独訓練

- ・ 国民保護訓練のうち、共同訓練を除いたもの

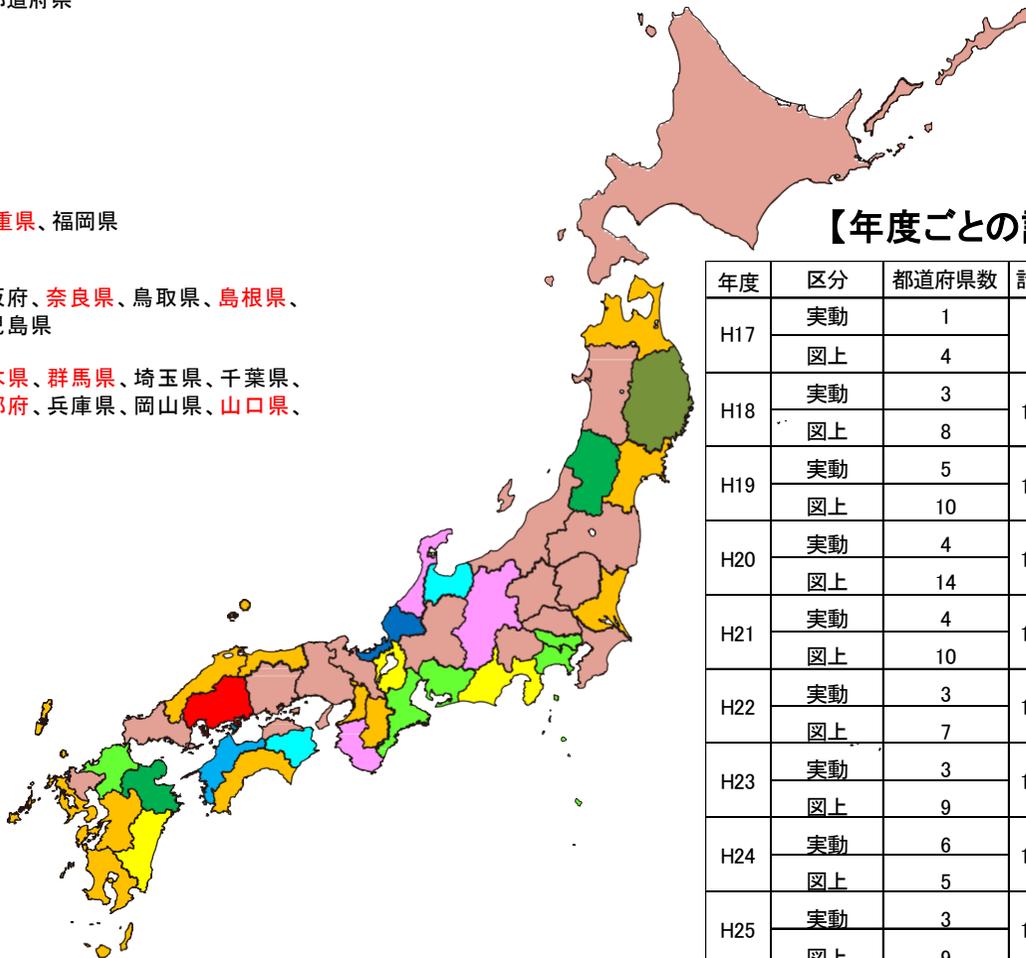
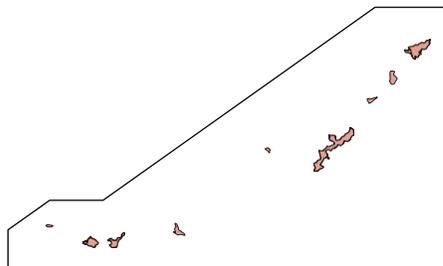
国民保護共同訓練実施状況（令和3年度末）

国民保護法に基づき、関係機関の機能確認及び相互の連携強化を行うとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を目的として、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練及び図上訓練を実施。

【訓練実施回数】

※赤字は令和3年度実施

回数	都道府県
14回	福井県
13回	富山県、徳島県
10回	愛媛県
9回	岩手県
8回	山形県、大分県
7回	東京都、神奈川県、愛知県、三重県、福岡県
6回	静岡県、滋賀県、宮崎県
5回	青森県、宮城県、茨城県、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、熊本県、鹿児島県
4回	北海道、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、山口県、香川県、佐賀県、沖縄県
3回	石川県、長野県、和歌山県
2回	広島県



【年度ごとの訓練実施状況】

年度	区分	都道府県数	計	年度	区分	都道府県数	計
H17	実動	1	5	H26	実動	4	13
	図上	4			図上	9	
H18	実動	3	11	H27	実動	3	15
	図上	8			図上	12	
H19	実動	5	15	H28	実動	4	22
	図上	10			図上	18	
H20	実動	4	18	H29	実動	5	29
	図上	14			図上	23	
H21	実動	4	14	H30	実動・図上	1	24
	図上	10			実動	9	
H22	実動	3	10	H30	図上	12	24
	図上	7			実動・図上	3	
H23	実動	3	12	R1	実動	5	20
	図上	9			図上	13	
H24	実動	6	11	R2	実動・図上	2	11
	図上	5			実動	2	
H25	実動	3	12	R2	図上	9	11
	図上	9			実動	2	
				R3	図上	16	20
				R3	実動・図上	4	

(延べ262都道府県、255件)

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の促進

1. これまでの実績

- ① 国と地方公共団体の共同訓練： 25都道県29市区町 **29件**
- ② 地方公共団体単独の訓練： 38都道府県154市区町村 **460件**
の合計、 45都道府県182市区町村 で **489件** の訓練を実施（令和3年度末現在）
- ③ 北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されていることなどを踏まえ、令和4年9月から訓練を再開。

2. 令和4年度の訓練予定

連番	訓練実施市町村		実施予定時期	連番	訓練実施市町村		実施予定時期
1	富山県	魚津市	令和4年 9月22日(実施済)	7	高知県	梶原町	令和4年11月19日(実施済)
2	香川県	土庄町	令和4年 9月23日(実施済)	8	山形県	寒河江市	令和4年11月29日(実施済)
3	岡山県	岡山市	令和4年10月 8日(実施済)	9	沖縄県	与那国町	令和4年11月30日(実施済)
4	北海道	京極町	令和4年10月18日(実施済)	10	大分県	中津市	令和5年 1月15日
5	北海道	江差町	令和4年10月24日(実施済)	11	沖縄県	那覇市	令和5年 1月21日
6	新潟県	粟島浦村	令和4年11月 1日(実施済)	12	岐阜県	海津市	令和5年 1月22日

3. 訓練の概要

住民避難訓練

- ・ 防災行政無線等によるミサイル発射に関する情報伝達
- ・ 緊急一時避難施設を始めとする屋内、地下等への避難
- ・ 屋内や地下等への避難が間に合わない場合は、その場で身を守る措置



【地下施設への避難】



【対処訓練】